

国立大学法人東京大学大学院情報理工学系研究科と 文部科学省科学技術・学術政策研究所との人材育成に関する覚書

国立大学法人東京大学大学院情報理工学系研究科（以下「甲」という。）と文部科学省科学技術・学術政策研究所（以下「乙」という。）は、甲に所属する修士課程及び博士課程の学生を対象とした、情報理工学分野を基軸とする複合的専門力とデザイン力とリーダーシップにより社会変革を先導する”グローバル・クリエイティブリーダー”の育成に関して協力を行うために、以下のとおり覚書を締結する。

（協力）

第1条 甲及び乙は、協力して次に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 グローバル・クリエイティブリーダーとして求める人材像の検討
- 二 カリキュラム、社会課題解決プロジェクト等の検討
- 三 学生への科学技術・学術政策に係る教育及び研究指導
- 四 ワークショップ等の企画及び実施
- 五 甲に所属する学生の乙における研修
- 六 その他関連する諸活動

（実施細目）

第2条 甲及び乙は、当該実施に当たり必要と認めるときは、第1条各号に規定する個別の活動に関し、実施細目について当事者間で協議し決定するものとする。

（個別契約等）

第3条 甲及び乙は、当該実施に当たり必要と認めるときは、第1条各号に規定する個別の活動に関し、別途の覚書等を締結することができる。

（覚書の期間）

第4条 本覚書は、覚書正文を調印した日をもって発効し、その有効期間を平成31年3月31日までとする。

- 2 有効期間終了の1か月前までに、甲又は乙から書面による有効期間終了の意思表示がない限り、1年間延長し、以降も同様とする。

（その他）

第5条 本覚書の解釈に疑義が生じた場合、改訂の必要がある場合又は本覚書に定めのない事項について、これを定める必要が生じた場合は、甲及び乙は互譲協調の精神にて誠意を持って協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲及び乙の代表が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成28年 7月14日

甲 東京都文京区本郷7丁目3番1号
国立大学法人 東京大学
大学院情報理工学系研究科
研究科長 石 川 正 俊

乙 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
文部科学省 科学技術・学術政策研究所
所 長 川 上 伸 昭